

NEW Update	No	名称	地域_	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補足	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
NEW	1	山形県中小企業まるっとサポート補助金（収益力向上支援事業）第1次募集	東北	JP-06:山形県	(空白)	2026年04月01日	2026年05月29日	(空白)	※17時締切	○「パートナーシップ構築宣言」を行い、ポータルサイト上で公表していること。 ○通常枠 次のいずれかの計画を策定している。 ①山形県知事が承認した経営革新計画（実施期間中のものに限る） ②主務大臣の認定を受けた経営力向上計画（実施期間中のものに限る） ③市町村長の認定を受けた先端設備等導入計画（実施期間中のものに限る） ④上記計画に準じるものとして知事が認める計画（実施期間中のものに限る） ○山形県内の事業所において実施する取組であること。 ○認定支援機関の確認を受けた取組であること。	通常枠：300万円 小規模事業者枠：50万円	通常枠：1/2以内（2/3以内） 小規模事業者枠：2/3以内（3/4以内） ※括弧内は賃上げ加算の場合	県内中小企業・小規模事業者等の「収益力」の向上による持続的な賃上げ環境の整備等を図るため、中小企業・小規模事業者等が行う以下の対象事業の設備投資の取組のうち、山形県知事が認定したものに對し補助金を交付します。 対象事業） ・通常枠 ・中小企業・小規模事業者等が実施する国等の認定を受けた各種計画に基づく設備投資であって、収益力の向上に資する取組 ・小規模事業者枠 ・小規模事業者が実施するDXの推進やデジタル技術の活用による省力化や業務効率化等に効果のある設備投資等であって収益力の向上に資する取組	通常枠：県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等 小規模事業者枠：県内に事業所を有する小規模事業者	交付決定日～2027年1月29日まで	https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/s/hokogyo/shinko/marusapo.html	○問合せ先：山形県産業労働部 商業振興・経営支援課 経営・創業支援係
NEW	2	令和8年度 山上市物価高騰対策設備投資促進補助金	東北	JP-06:山形県	山上市	2026年04月15日	2026年11月30日	(空白)	※事前相談は必須。受付開始：2026年4月15日(水)	○対象事業 次の(1)～(4)に該当する設備投資（リース、割賦払は対象外） (1)建物、建物付属設備、器具及び備品（生物は除く）、機械及び装置、ITツールにかかるもの (2)設備投資総額が100万円（税抜）以上のもの (3)国、県及びその他の補助金を活用していないもの (4)交付決定日から令和8年12月31日までの間に契約を締結し、令和9年1月31日までに事業が完了するもの	300万円	1/2以内	市内企業が、新規事業参入や生産性の向上等のために行う設備投資を補助する制度です。	市内に本社または事業所がある中小企業等	交付決定日～2027年1月31日まで	https://www.city.kaminoya.ma.yamagata.jp/sos/hiki/9/bu/kkakotose/tubitosi.html	○問合せ先：山形県産業観光課 企業誘致推進室 ○事前相談は必須。必ず申請の前に産業観光課へ相談してください。
NEW	3	福島復興再生特別措置法による課税の特例（税制優遇）【福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置】（イノベ税制）	東北	JP-07:福島県	(空白)	2026年04月01日	2029年03月31日	(空白)	(空白)	○申請対象地域 新産業創出等推進事業促進区域（福島国際研究産業都市区域（15市町村）内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域）	(空白)	①避難対象雇用者等又は特定雇用者に対する給与等支給額の15%（A類型）または9%（B類型）を税額控除 ②機械・装置、建物等取得時の特別償却または税額控除 A類型） ・特別償却（機械・装置・器具・備品：即時償却、建物等：25%） ・税制控除（機械・装置・器具・備品：15%、建物等：8%）	浜通り等15市町村において福島イノベーション・コースト構想の重点分野（※）に係る新製品の開発等や産業集積の活性化を図る上で中核となる事業について設備投資、雇用、研究開発を行う場合、課税の特例を受けられます。 ※①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙 新産業創出等推進事業） ・新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁で定められた事業区分） 1)A類型 重点6分野に該当する事業であって ・新たな製品の研究開発の推進等に資する事業 ・独自に開発した技術を活用した新商品の開発等に関する事業 ・先進的な技術の活用や既存の技術の改良による新商品の開発等に関する事業 2)B類型（拡充部分） 福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業※ ※以下のいずれかに該当する取組における製品の製造・販売やサービスの提供等 ・産業の自立的・持続的発展の実現に寄与する取組 ・面的サプライチェーン・共創的コミュニティの構築に寄与する取組 ・安心して暮らせる生活環境の整備に必要な取組	○新産業創出等推進事業促進区域（※1）において、新産業創出等推進事業を行う個人事業者又は法人【知事の認定が必要です】（※2） ※1 福島国際研究産業都市区域（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の15市町村）の一部区域 ※2 「新産業創出等推進事業実施計画」の認定	(空白)	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/tokusoho1062.html	○問合せ先：福島県企画調整部 福島イノベーション・コースト構想推進課 ○詳しくは上記へお問合せください。
NEW	4	躍進的な事業推進のための設備投資支援事業（第12回募集）	関東	JP-13:東京都	(空白)	2026年04月21日	2026年04月30日	(空白)	※17時締切	○事業計画を伴わず、単なる機械設備等の更新を目的としている事業は対象外です。 ○研究開発を目的とし、量産および販売等の目途が立っていない事業は対象外です。 ○ゼロエミコース：省エネ設備を導入した事業への取組 申請時に提出していただく「ゼロエミッション概要書」の記載内容を総合的に判断し、省エネ効果が高いと見込まれる事業計画の場合、助成率が高くなります。 ○賃上げコース：賃金引上げ計画を策定し、実施する取組 申請時に提出していただく「賃金引上げ計画書」や関係書類の記載内容を総合的に判断し、計画の実効性が高いと見込まれる事業計画について助成率が高くなります。 ○機械設置場所：東京都内及び首都圏（神奈川、埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城、山梨） （※）東京以外に機械を設置する場合、東京都内に本店があることが条件 ○対象経費：機械装置、器具備品、ソフトウェアの新たな導入、搬入・据付等に要する経費	競争力強化区分：1億円 後継者チャレンジ区分：1億円 アップグレード促進区分：2億円	競争力強化区分： ・中小企業者：1/2以内または3/4以内(※1、※2) ・小規模企業者：2/3以内または3/4以内(※1)または4/5以内(※2) 後継者チャレンジ区分：2/3以内または3/4以内(※1、※2) アップグレード促進区分：3/4以内(※3) ※1 ゼロエミコース要件 ※2 賃上げコース要件	都内中小企業者が「製品・サービスの質的向上」による競争力強化や「生産能力の拡大」のための生産性向上を進める際に必要となる機械設備等の導入経費の一部を助成します。 これにより、都内中小企業の中長期的な成長を支え、東京の産業力の強化及び都内経済の持続的発展につなげていくことを目的としています。 ※本事業は、試作・開発ではなく量産フェーズの申請が対象です。 対象事業） (1)競争力強化：更なる発展に向けて競争力強化を目指した事業展開に必要な機械設備を新たに導入する事業 (2)後継者チャレンジ：事業承継を契機として、後継者による事業多角化や新たな経営課題の取り組みに必要な設備等を新たに導入する事業 (3)アップグレード促進：競争力強化及び生産性向上を実現し、地域経済の中心となるべく成長するために必要となる機械設備を新たに導入する事業（※ゼロエミコース及び賃上げコースの要件を満たすことは必須）	基準日（令和8年4月1日）現在で、東京都内に登記簿上の本店または支店があり、都内で2年以上事業を継続している中小企業者等 ※都外設置の場合は東京都内に本店があること	交付決定日の翌月1日から1年6ヶ月間 ※第12回募集は、令和8年1月1日～令和10年2月29日	https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/set/subijosei/yakushin-12th.html	○問合せ先：公財）東京都中小企業振興公社 企画管理部 設備支援課
NEW	5	荒川区製造業等企業価値向上支援事業補助金	関東	JP-13:東京都	荒川区	2026年04月01日	2027年02月15日	(空白)	(空白)	○賃上げ要件 下記記の全てに該当する場合に要件適用となります。 ・補助金申請月の前月から遡る12か月間における給与支給総額が、そこから更に遡る12か月間における給与支給総額より2%以上増加していること。 ・申請月の前月における事業所内の従業員の最低賃金が地域別最低賃金+30円以上であること。 ○試用等を含め、実際に設備等を導入する前に相談が必要。 ○特例の適用要件 (1)経営革新計画の承認を受け、かつ計画に沿った設備を導入する事業者、 (2)エコアクション21の認証又はISO14000シリーズの認証を受け、かつ認証された内容に沿った設備等を導入する事業者、 (3)東京都中小企業振興公社が実施するBCP実践促進助成金の交付決定を受け、かつ交付決定の内容に沿った設備等を導入する事業者 (4)区が実施する中小企業デジタル化支援事業の受講を完了し、翌年度までに設備投資等を行う事業者（DX推進補助の申請時のみ適用）	一般：100万円（200万円） 特例：300万円	1/2または2/3（※） ※賃上げ要件（年間2%以上の賃上げ実施）に該当する場合	荒川区では、中小企業者の生産性向上及び企業価値向上を目的とした補助を行っています。 補助金メニュー） 補助金メニューは以下の4つあり、「(1)生産性向上設備投資補助」が対象です。 (1)生産性向上設備投資補助 生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を得るために直接的に必要であり、かつ計画期間3年で年平均1パーセント以上の労働生産性を向上させるために必要な設備の設置 (2)ダイバーシティ経営推進補助 多様な人材が働きやすい職場環境を整備するために必要な設備の設置 (3)DX推進補助 デジタル技術を用いて、業務効率化や販路拡大に繋げるために必要なシステムの構築及び導入等 (4)職場安全設備投資補助 業務上における安全な職場環境を整備するために必要な設備等の導入を行う事業 (5)BCP実践設備投資補助 区社BCP助成金交付要綱による助成対象事業として規定されている設備等の導入	区内に本社を有する製造業等の中小企業者	交付決定日から2027年3月31日まで	https://www.city.akawa.tokyo.jp/a021/jigyousei/ha/igyou/unei/youkibohojyo.html	○問合せ先：経営支援課経営支援係
NEW	6	令和8年度 荒川区中小企業GX経営推進支援事業補助金	関東	JP-13:東京都	荒川区	2026年04月01日	2027年02月15日	(空白)	(空白)	○対象設備の「①生産、販売等事業活動に必要な設備」は、事業活動において現に使用している設備を同等以上の出力・能力を有する設備に更新するものであって、新規設備が既存設備と比較エネルギー使用量の削減が10%以上見込まれるもの又は既存設備の発売から10年以上経過した後には発売されたものを導入する場合が対象です。 ○特例：ISO14001、ISO50001、エコアクション21又はエコステージ（ステージ2以上）のいずれかの認証を受けている場合。 ○同一の申請者について補助額が合計100万円（特例利用の場合は、200万円）になるまで、異なる種類の設備の導入に関して、補助金を利用できません。 ※注1 同一年度において、同じ種類の設備の導入に関しては、補助金を利用できません。 ※注2 同一年度において、特例の利用は1回限りです。	一般：100万円 特例：200万円	一般：1/2 特例：2/3	区内中小企業が、経済と環境の好循環を目指すグリーントランスフォーメーション（GX）経営に取り組むために行う設備投資に要する経費を補助することで、脱炭素経営に取り組むことによるブランド構築を通じた競争力強化及びコスト低減による経営基盤強化を促進し、事業活動の持続化及び地域経済の一層の活性化を図ることを目的とするものです。 対象事業） 経済と環境の好循環を目指すGXの実現につながる事業用途限定の設備の導入を行うもので、以下の6種類の設備の導入が対象です。 ①生産、販売等事業活動に必要な設備 ②空調設備 ③照明設備 ④小型ボイラー設備 ⑤再生可能エネルギー設備 ⑥蓄電池	区内に本社を有する中小企業者（※） ※大企業が経営に実質的に参画しないこと	2027年3月31日まで	https://www.city.akawa.tokyo.jp/a021/jigyousei/ha/igyou/unei/gxkeieisuishinshien.html	○問合せ先：荒川区産業経済部 経営支援課経営支援係

NEW Update	No	名称	地域	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補足	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
NEW	7	令和8年度省エネルギー対策工場設備更新補助金	関東	JP-13:東京都	足立区	2026年04月01日	2026年11月30日	(空白)	(空白)	○申請前の相談が必要です。(予約制) ○区内製造業の事業者は、更新する生産設備等について事前相談のうえ、省エネルギー診断を受けてください。 ○次に掲げる要件を全て満たす生産設備等に更新する者であること。 (1)省エネルギー診断により生産設備等の更新による二酸化炭素の削減効果が10%以上見込めること。 (2)更新前の生産機器と同種の生産機器に更新すること。 (3)5年以上継続して足立区内で使用する見込みがある生産設備等であること。 (4)過去にこの要綱に基づき受けた交付決定に係る生産設備等でないこと。 (5)都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)に基づく工場の初回認可日から1年以上経過していること。(認可工場)  ※その他詳細は募集案内をご確認ください。	800万円	2/3	エネルギーを大量に消費する工場を有する中小企業者に対し、省エネルギー設備への更新に要する経費の一部を補助することにより、二酸化炭素(CO2)排出量の削減等の脱炭素化を促進するとともに、物価・エネルギー価格高騰下における設備投資意欲を喚起し、もって区内の低炭素社会への転換に寄与することを目的としています。  対象経費) 生産設備などの省エネ機器への更新等	製造業の中小企業者	(空白)	https://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo-hozen/hojyokin.html	○問合せ先：足立区役所 生活環境保全課 公害規制係 ○申請前の事前相談が必須。
NEW	8	令和8年度足立区IT・IoT導入補助金	関東	JP-13:東京都	足立区	2026年04月01日	2027年02月12日	(空白)	(空白)	○区の中小企業相談員の事前相談が必要。 補助対象事業に要する経費のうち、補助交付額が決定した日(採択日)以後に発生する経費で、かつ令和9年3月19日までに支払いを完了するもの。 (1)IT活用 ・ITツールまたは新たな設備の導入による経費 ・特定業務向けのクラウドサービス利用料、専門家相談経費 ・特定業務用アプリケーションの費用及びカスタマイズなどのためにシステムベンダーに支払う費用 (2)IoT活用 ・複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される情報・データを活用して、①監視(モニタリング)、②保守(メンテナンスサービス)、③制御(コントロール)、④データ分析(アナライズ)の費用 ・システム構築、ソフトウェア開発に係る経費、専門家相談経費  ※(1)と(2)の併用はできません。	IT活用：75万円 IoT活用：150万円	2/3以内	この事業は、事業者が自らの強みと弱みを踏まえた経営上の課題を見出すとともに、自社でIT・IoTを導入活用することで、生産性の向上及び業務の効率化等の実現を支援するものです。また、この支援を通じて、区内産業の活性化と産業振興を図ることを目的としています。	足立区内の個人事業者及び中小企業者	(空白)	https://www.city.adachi.tokyo.jp/chusho/itiotho-jyo.html	○問合せ先：足立区産業経済部 企業経営支援課 イノベーション推進担当
NEW	9	令和8年度小規模事業者等経営改善補助金	関東	JP-13:東京都	足立区	2026年04月01日	2026年12月28日	(空白)	(空白)	※相談予約票および下書きをした申請書の提出期間 ※事前相談(予約制)が必須 ○経営改善計画書の完成に向け、区の中小企業相談員による申請前の相談(予約制)が必要です。 ○機械設備等購入費補助・店舗改修費補助 ・経営改善計画書で定めた機械設備等の設置や店舗の改修などを足立区内の申請時点で開設後1年以上経過している事業所及び店舗で実行すること。 ○操業環境改善費補助 ・経営改善計画書で定めた工場の改修や設備の更新などを足立区内の申請時点で開設後3年以上経過している事業所及び工場で行うこと。 ○経営改善計画書で定めた経費について、国・地方公共団体・これらに準じる公的機関から類似する補助金の交付を受けておらず、かつ受ける見込みがないこと。 ○当該年度において足立区新製品・新事業開発補助金の候補事業計画として採択されていないこと。	機械設備等購入費補助・店舗改修費補助： ・区内調達：250万円 ・区外調達：150万円 操業環境改善費補助： 250万円	機械設備等購入費補助・店舗改修費補助： ・区内調達：2/3 ・区外調達：1/2 操業環境改善費補助： 1/2	経営力強化に取組む区内の小規模事業者等が、計画作成を通して経営を客観的に見直すとともに、収益を得るために必要となる設備投資や店舗改修、工場の操業環境の改善に要する経費の一部を補助することで、小規模事業者等の競争力を強化することを目的としています。  対象事業) (1)機械設備等購入費補助 生産力・販売力向上を目的とした設備、備品等の購入設置工事、修理又は改造を行う事業 (2)店舗改修費補助 集客力向上を目的とした設備、備品等の購入又は店舗改修を行う事業 (3)操業環境改善費補助 操業環境の改善・生産力向上を目的とした近隣住民への配慮のための防音、防臭、防振等の工場改修並びに工場改修に伴う設備等の更新及び導入を行う事業	足立区内の小規模企業者等	認定日から2027年2月28日まで	https://www.city.adachi.tokyo.jp/s-shinko/shigoto/chushokigyoyushi-monozukuri.html	○問合せ先：足立区産業経済部 産業振興課 ものづくり振興係
NEW	10	令和8年度物価高騰対策中小企業設備導入等支援補助金	関東	JP-11:埼玉県	越谷市	2026年04月13日	2026年04月24日	(空白)	(空白)	○国や地方公共団体等(当市含む)の公的機関における他の補助金等を併用する事業は対象外。 ○対象設備(例) □高効率空調 □産業ヒートポンプ □業務用給湯器 □高性能ボイラ □高効率コーゼネレーション □低炭素工業炉 □変圧器 □冷凍冷蔵設備 □産業用モータ □LED照明器具 □工作機械 □プラスチック加工機械 □プレス機械 □印刷機械 □ダイカストマシン □生産工程の自動化 □ロボットの導入 □AI やIoT 等の技術を活用したシステムの導入 □その他	200万円	市内事業者から調達：2/3以内 市街事業者から調達：1/2以内	越谷市では、エネルギー価格高騰等の影響を受けている市内中小企業者の負担軽減及び賃上げの実現に向けた経営体質の強化を図るため、省エネルギー化、省コスト化及び生産性向上を目的とした設備等の導入や更新、また、業態転換や新規事業に必要な改修を行う場合に、その経費の一部を助成します。  対象生産性向上に資する設備の導入・更新事業) 次の(1)~(6)のいずれかに該当する事業(※市内の事業所において導入や更新を行う設備が対象) (1) 省エネルギー化に資する設備の導入・更新 (2) 省コスト化に資する設備の導入・更新 (3) 生産性向上に資する設備の導入・更新 ※対象設備(例)は「補助要件」を参照	市内に事業所を有する中小企業者	交付決定日から2026年12月18日(金)まで	https://www.city.saitama.jp/kurashi_shisei/jigyosha/shienyushi/hojokin/koshigaya_contents_buxtukakoutou.html	○問合せ先：越谷市環境経済部 経済振興課 中小企業支援担当
NEW	11	みどり市生産性向上等設備投資支援補助金	関東	JP-10:群馬県	みどり市	2026年04月01日	2027年02月26日	(空白)	(空白)	○補助金の交付は、同一の事業者につき1回限り ○対象経費 所有又は賃借している市内事業所に、購入により導入する設備等で、以下に掲げる補助対象事業の区分に応じた経費とし、領収書等経費明細が確認できるもの。 ・機器設備：製造ロボット、3Dプリンター、発売機、IoTデバイス及び既存機器設備のデジタル化等生産性向上につながる設備整備 ・ソフトウェア：生産管理システム、予約管理システム、作業工程管理システム、受発注システム及び物流管理システム等省力化につながるシステム整備 ・その他	重点枠：500万円 一般枠：100万円	重点枠：2/3以内 一般枠：2/3以内	みどり市では、地域産業の振興や市内経済の活性化を図るため、「新たな事業展開」や「生産性向上」に向けた設備投資を実施する中小企業者等に対し、費用の3分の2を補助します。  対象事業) 補助対象事業者が実施する新たな設備投資並びに自動化及びDX化等の生産性向上に向けた設備導入に係る事業 ※生産性の向上に寄与しない設備等の老朽化による買い換えや更新は対象外	○市内に事業所、工場等を有する中小企業者、小規模事業者等 ○重点枠：製造業限定 ○一般枠：農林業を除くすべての業種	交付決定日から2026年2月28日まで	https://www.city.midori.gunama.jp/san-gyou/1001652/1001816/1009441.html	○問合せ先：みどり市産業観光部 商工課 商工労働係
NEW	12	上野原市物価高騰対応生産性向上及び賃上げ環境整備支援事業補助金	中部	JP-19:山梨県	上野原市	(空白)	(空白)	随時	※随時	○令和7年4月1日から令和8年12月28日までの間に、中小企業等経営強化法に規定された「先端設備等導入計画」の認定を受け、市の導入促進基本計画で規定する先端設備等を導入する者。 ○先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、固定資産税の課税標準の特例措置の対象となる者。 ○先端設備等導入計画にて、雇用者給与等支給額の賃上げ方針を表明すること。	200万円	雇用者給与等支給額の増加割合が ・1.5%以上：1/4 ・3.0%以上：1/2  ※認定を受けた先端設備等導入計画において表明した雇用者給与等支給額の増加の割合に応じた補助率	市では、国の「重点支援交付金」を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内中小企業者に対し、賃上げ表明をした上で生産性の向上に資する設備投資をした場合に補助金を交付します。  概要) 令和7年度以降に「先端設備等導入計画」の認定を受け、税制支援(固定資産税の特例)の対象となる設備投資をした場合、雇用者給与等支給額の賃上げ方針表明の率に応じて補助金を交付する事業	市内に事務所又は事業所を有する中小事業者等	2026年4月1日から2026年12月28日まで  ※令和7年4月1日以降に認定された先端設備等導入計画が対象	https://www.city.enohara.yamanashi.jp/page/1023566.html	○問合せ先：上野原市産業振興課 商工観光担当
NEW	13	松本市製造業等活性化支援事業助成金	中部	JP-20:長野県	松本市	2026年04月01日	(空白)	(空白)	※随時	○申請前に、一般財団法人松本ものづくり産業支援センターに相談が必要 ○同一の内容ですでに他の助成制度による助成を受けている経費は対象外 ○1事業1年度あたり1回とし、上限3回	100万円 地域中核企業の場合：300万円	1/2 地域中核企業の場合：2/3	市内の中小企業者等や地域中核企業へ、新技術・新製品の開発、業務の効率化等のための研究・開発費用を助成します。  対象事業) 1)産学共同研究事業 新技術・新製品等の早期実用化を図るため、大学・公設試験研究機関等との共同研究・委託研究・技術指導を受けて行う研究開発事業 2)新産業創出事業 新分野・異分野への進出又は新技術・新製品の開発を図るため、単独又は他の企業と連携して行う研究開発事業 3)自動化推進事業 業務の効率化を図るため、自動化に資する機械、産業用ロボット等を導入し、生産工程の自動化等を行う事業  ※上記の対象事業のうち、「3)自動化推進事業」が該当します。	市内に事務所を有する中小企業者等および地域中核企業(※)  ※地域中核企業) 松本市内で製造業に関わる事業者のうち以下に該当する企業 ・国から地域未来牽引企業に選定された企業 ・地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業 ・地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業 ・その他市長が特に認める企業	(空白)	https://www.city.atsumoto.nagano.jp/soshiki/75/3023.html	○問合せ先：松本市商工課 工業振興担当

NEW Update	No	名称	地域	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補正	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
NEW	14	中小事業者設備投資等支援事業補助	中部	JP-20:長野県	駒ヶ根市	2026年04月01日	2027年01月29日	(空白)	(空白)	○本補助金で導入する設備等について、国・県等の他の補助金を受けていないこと、または受ける予定がないこと。 ○生産性向上や収益力改善等に繋がらない、単純な既存設備の更新や修繕等は対象外です。 ○市内事業所で行う設備投資のみが対象です。また、更新の場合、同種の更新のみが対象です。	Aコース・Cコース：100万円(110万円) Bコース：50万円(55万円)  ※括弧内の金額は、市内に本社のある事業者から全て購入の場合(10%上乗せ)	1/2	原材料費やエネルギーコストの高騰等の厳しい経営環境下において、生産性向上や収益力改善等に積極的に取り組む市内事業者の皆さんを支援するため、自動化や省エネ対策、付加価値向上等の設備投資に係る経費の一部を補助します。  対象事業 生産性向上や収益力改善等を行う「設備・システム等の新規導入」又は「既存設備の更新」であり、次のA～Cのいずれかに該当する設備購入費、設置工事・導入費等が対象です。 ・Aコース：生産性向上コース(自動化・省力化・DX・業務改善・生産能力向上) ・Bコース：エネルギーコスト削減コース(省エネ対策・LED化) ・Cコース：付加価値向上コース(新製品・新技術開発)	市内に事務所(本社、支店、工場等)を有する中小事業者	交付決定日から2027年2月26日まで	https://www.city.comagane.nagano.jp/soshiki/bran/syokukankou/kogiyokakari/2/1/13382.html	○問合せ先：駒ヶ根市役所 商工課 工業係
NEW	15	新潟市省力化・省エネ化補助金	中部	JP-15:新潟県	新潟市	2026年04月01日	2027年02月26日	(空白)	※申請には、事前相談が必要	○対象経費 取得価格160万円以上の「機械及び装置」並びに「デジタル技術(ソフトウェアなど)」の導入経費 ○交付要件 【区分A】以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの (1)作業効率化：20%以上改善 (2)下記①～③のいずれかを満たすもの ①CO2排出量を20%以上削減、②省エネ効果(電力使用量の削減)を20%以上 ③生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの 【区分B】以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの (1)作業効率化：30%以上改善 (2)下記①～③のいずれかを満たすもの ①CO2排出量を30%以上削減、②省エネ効果(電力使用量の削減)を30%以上 ③生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの 【区分C】以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの (1)作業効率化(作業時間の削減)：40%以上 (2)下記①～③のいずれかを満たすもの ①CO2排出量を40%以上削減、②省エネ効果(電力使用量の削減)を40%以上 ③生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの (3)導入設備から製造された製品又は製品を構成する部材がCO2排出量削減に寄与するものであり、工場の炭素生産性が年1%以上向上するもの ※製造業のみ対象	区分A：200万円 区分B：500万円 区分C：1,000万円	区分A：10% 区分B：20% 区分C：30%	省力化・省エネ化に資する生産設備やデジタル技術(ソフトウェア・システム等)の導入に要する費用の一部を補助します。	市内に工場及び物流施設を有する中小企業者  製造業・新聞業・出版業、道路貨物運送業・倉庫業・こん包業・港湾運送業 ※建設業、卸売業、小売業(製造小売業を含む)等は対象になりません。	(空白)	https://www.city.niigata.jp/business/kigyoshienseido_setsubishiryokukua.html	○問合せ先：新潟市役所 企業誘致課、各区役所の担当課 ※区分Cを検討している場合は、新潟市役所 企業誘致課 ○申請前に設備投資計画の事前相談が必要
NEW	16	令和8年度長岡市イノベーション加速化補助金(デジタル技術活用事業)	中部	JP-15:新潟県	長岡市	2026年04月01日	2026年05月22日	(空白)	※上記は事前相談受付期間です。	○申請前に、まずは事前相談申込書を長岡市商工部産業支援課に提出してください。 ○同一の事業者が、2つ以上の事業を申請することはできません。 ○同一の事業者が本補助金の交付を受けることができる回数は、令和4年度を起算として過算2回を上限とします。 ○引き上げ措置については、予算の範囲内で、審査評価の上位案件から順に適用することとします。 ○引き上げ要件 以下の(1)または(2)のいずれかに該当すること (1)ながお革新的成長宣言企業であること (2)中小企業庁が実施する「100 億円宣言」を行った企業であって、以下すべてを満たすこと ア) 市内企業等又は売上構成比の3分の2以上を市内企業等が占める企業グループであること。 イ) 直近の売上高が30 億円未満であること(企業グループの場合は合計売上高が30 億円未満であること。) ウ) 概ね5年以内に売上高30 億円又は現状比1.5 倍以上の売上成長を目指す意思を事業計画に記載していること。	200万円  ※引上げ要件を満たす企業は、上限100万円を加算	1/2以内	デジタルビジネスニーズの事業化に取り組む中小企業者等を支援します。  対象事業 以下の対象事業の内、有効な①の事業についてのみ記載 ①デジタル化による新たなビジネス転換や生産性向上等を目的とした設備・システム・サービスの導入や活用を行う事業 ② ECサイト等のWeb販売サイトへの出店事業	市内に事業所を有する中小企業者等	交付決定日から事業が完了する日(最長で2027年2月28日)まで	https://www.city.nagaoka.niigata.jp/saogyo/cat/e01/subsidy/digital.html	○問合せ先：長岡市 商工部 産業支援課 ○事前相談が必要 ※事前相談後、交付申請をさせていただきます。
NEW	17	令和8年度航空機産業設備投資事業費補助金	中部	JP-22:静岡県	(空白)	2026年04月01日	2026年05月15日	(空白)	※正午必着 ※事前相談：2026年4月30日(木)まで	○補助金の交付申請時において以下に掲げる航空機製造に関する認証を取得している者及び航空機の整備、修理、点検を行う者 「航空機製造に関する認証」 ・AS/EN/JISQ9100 ・Nadcap ○令和8年度よりがん具に該当しない小型無人機等が対象となります。	1,500万円	1/2以内	県内航空機産業の振興を図るため、当該産業において県内中小企業等が行う受注増や生産増に対応するために必要な設備投資を支援し、受注活動の拡大や技術の高度化を図ります。  補助事業 航空機産業において中小企業等が行う事業であって、部品の生産や加工、機体の整備、修理、点検を行う能力の増強に必要な機械設備投資(「航空機産業設備投資事業」)をいう。 ※航空機産業：日本標準産業分類の「航空機・同附属品製造業」に該当する分野(がん具に該当しない小型無人機、ドローン、マルチコプターを含む無人航空機等の製造を含む)及びこれに関連するものとして理事長が認めたもの	県内に本事業を遂行する主たる事務所・事業所を有する中小企業等	交付決定日より2027年2月末日まで	https://www.shizuoka-shinseicho.jp/2026/03/19/r8setubitoushi/	○問合せ先：静岡県産業振興財団 研究開発支援チーム
NEW	18	伊豆の国市生産性向上設備導入支援事業費補助金	中部	JP-22:静岡県	伊豆の国市	2026年04月01日	2026年09月30日	(空白)	※予算が無くなり次第受付終了 ※申請前に事前登録が必要 ・Webによる事前登録：締切日は2026年7月31日(金) ・商工会による事前登録：締切日は2026年9月18日(金)	○対象機械設備 ・生産性向上に資する機械設備の導入、または既存機械設備の改修等に係る経費 以下の場合、補助対象外 ・補助対象経費が60万円未満 ・中古の製品 ・リース契約によるもの ・汎用性があるもの(パソコン・乗用車等) ○導入予定の機械等で、国・県・他の自治体の補助金等を受給する予定がないこと	300万円	1/2以内	市内中小企業事業者の持続的な成長を図り、経営力の強化や従業員の賃上げ等を後押しするため、生産性向上に資する機械設備の導入及び既存機械設備の改修に取り組む中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。	市内に事業所を有する中小企業者	交付決定日から2027年2月26日	https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/nousin/shoukou/r8_seisansaihojokin.html	○問合せ先：伊豆の国市産業部 商工課
NEW	19	令和8年度名古屋市航空宇宙産業設備投資促進補助金	中部	JP-23:愛知県	名古屋市	2026年04月01日	2026年09月30日	(空白)	(空白)	○航空宇宙産業に関する認証等(認定にあっては、補助対象事業を行う事業所に対するものに限る。)を受けていること ※ 認証等とは、「JIS Q 9100」「Nadcap」の認証のほか、これらに準ずるもの(航空機製造重工業メーカーによる独自規格で、「MSJ4000」など「JIS Q 9100」と同等以上のもの)	1,000万円	補助対象経費の10%以内	航空宇宙産業に取り組む中小企業の販路拡大や生産増、一層高度な業務への対応を支援するため、市内の事業所に機械設備やソフトウェアを導入する事業に対して、その経費の一部を補助します。  対象事業 市内に所在する事業所において、航空宇宙産業に関する設計・製造・検査で使用される「機械設備」や「ソフトウェア」を購入し、設置又は構築する設備投資	市内に事業所を有する中小企業者	(空白)	https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000151821.html	○問合せ先：名古屋経済局イノベーション推進部次世代産業振興課
NEW	20	令和8年度中小企業デジタル活用支援補助金	中部	JP-23:愛知県	名古屋市	2026年04月15日	2026年09月30日	(空白)	※通常枠・賃上げ枠の締切は2026年6月1日(月)	○事業の実施場所が市内の事業所であること ○「通常枠」および「賃上げ枠」 ・名古屋市新事業支援センター又は名古屋商工会議所においてデジタル技術の活用に関する相談を受けていること ・産業用ドローン導入の場合：航空法第132条の40に規定する無人航空機操縦者技能証明書の交付を受けていること ○「通常枠」 ・補助事業年度又はその翌事業年度において、給与支給総額を直近の事業年度と比較して1.5%以上増加させる計画を策定し、従業員等に対して表明すること ○「ロボット枠」 ・名古屋市新事業支援センターにおいてロボット技術等の活用に関する相談を受けていること。	通常枠：100万円 賃上げ枠：150万円 ロボット枠：500万円	1/2以内	中小企業者のデジタル化を促進するため、デジタル技術を活用した販路開拓や生産性の向上等により、賃上げを含む経営課題の解決を目指す事業に要したソフトウェア等の導入費、設備費、ロボット導入費(自動化装置等)の一部を補助します。  補助事業 (1) 通常枠・賃上げ枠：デジタル技術の活用により販売開拓や生産性の向上等につながる事業 (2) ロボット枠：ロボット技術等の活用により生産性の向上等につながる事業	名古屋市内の中小企業者	通常枠・賃上げ枠：交付決定日～2026年1月31日まで ロボット枠：交付決定日～2027年10月31日まで	https://www.nipc.or.jp/digitalrants/	○問合せ先：名古屋市新事業支援センター、もしくは名古屋商工会議所(中小企業部・相談センター)
NEW	21	令和8年度刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金	中部	JP-23:愛知県	刈谷市	2026年04月01日	2026年07月03日	(空白)	(空白)	○次のいずれにも該当する事業 ・省エネルギー診断(※)に基づき、市内事業所に設備を導入するもの ・申請日において着手しておらず、令和10年2月29日(火曜日)までに完了するもの ・設備導入前と比較して、事業所全体の年間CO2排出量を10%以上削減することが見込まれるもの ・補助対象経費の合計額が300万円以上であること  ※省エネルギー診断は、設備ごとではなく、事業所全体で実施してください。省エネルギー診断機関の選定には、刈谷市のHPを参考にしてください。	1,000万円	1/2	市域におけるCO2排出量の削減を図るため、市内事業者が省エネルギー診断に基づき実施する、省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー発電設備の導入に対して補助金を交付します。  対象事業 エネルギー管理士等の有資格者による省エネルギー診断を受け、その提案に基づき実施するCO2排出量の削減に寄与する事業	市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っていること	(空白)	https://www.city.kariya.jp/kurashi/pet/1003920/1012572.html	○問合せ先：刈谷市役所 環境推進課 環境政策係

NEW Update	No	名称	地域	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補足	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
NEW	22	小牧市中小企業デジタル化支援補助金	中部	JP-23:愛知県	小牧市	2026年04月01日	2027年02月26日	(空白)	(空白)	○市内事業所で取組む事業。 ○国・県・その他の機関から同一事業に対し、補助金を受給している事業は、対象外。 ○本補助金におけるデジタル技術の導入とは、下記のいずれかに該当するもの。 (1) AI（人工知能）を利用した取組み (2) IoT（モノのインターネット）を利用した取組み (3) RPA（手作業やPC業務の自動化）を利用した取組み (4) クラウドサービスを利用した取組み ○交付申請時に「こまき新産業振興センター」が発行する「確認書」が必要です。	100万円	1/2	生産性向上のため、デジタル技術を導入する事業者に対し、その経費の一部を補助します。  対象事業) デジタル技術を導入して生産性向上を図る取組みで、申請書の提出をした年度の2月末日までに当該設備等の設置が完了するもの。	市内に事業所を有する中小企業等	(空白)	http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/c/hiikikassei/syousekou/1/1/6/2/40561.html	○問合せ先：小牧市役所 商工振興課 新産業創出係
NEW	23	令和8年度中堅・中小企業高付加価値化投資促進補助金	近畿	JP-24:三重県	(空白)	2026年04月01日	2026年04月30日	(空白)	※17時15分必着	○投資要件 1)製造業型：投資規模が1,500万円以上 2)サービス業型：投資規模が1,000万円以上 ○雇用要件 申請時点の常用雇用者数と同数以上となるよう、維持・拡大に努めること。なお、雇用調整・人員整理による減員は認めない。	2,000万円	中堅企業者：補助対象投資額の10%以内 中小企業者：補助対象投資額の15%以内	この補助制度は、中堅企業者及び中小企業者が、「ものづくり基盤技術の高度化、成長分野における生産拠点の強化」「付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備」のいずれかのため、新たに三重県内で設備投資を行う際に、その費用の一部を支援することにより、中小企業の県内における新たな投資を促進し、雇用の維持を図ることを目的としています。  対象事業) 1)製造業型 ①ものづくりの基盤技術を高度化することによる競争力の強化 ②本県の成長を導く高付加価値の成長分野における生産拠点の強化に係る設備投資 2)サービス業型 ①体験交流機能 ②地域産品の加工又は販売機能 ③飲食又は宿泊機能 のうち2つ以上の機能を備えた、付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備に係る設備投資 ただし、地域課題の解決に資する事業を行う場合は、①から③のうち1つの機能を満たせば申請可能とします。	中堅企業者および中小企業者	2027年2月15日までに事業完了	https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031900112.htm	○問合せ先：三重県 雇用経済部 企業誘致推進課 企業誘致班
NEW	24	令和8年度津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業）	近畿	JP-24:三重県	津市	2026年04月02日	2026年06月12日	(空白)	※17時15分必着	○同一の事業に対し、他の公的機関等から過去に補助金の交付を受けている、または将来交付を受けることが確定している事業は対象外です。 ○本補助金事業と同時に募集している津市中小企業振興事業補助金（新商品等開発支援事業）と重複する事業者は提案できません。 ○令和7年度に「生産性向上設備支援事業」に採択された事業者は、令和8年度「生産性向上設備支援事業」の【通常枠】に提案はできません。 ○令和7年度に「生産性向上設備支援事業」の【通常枠】に採択された事業者であって、令和8年度「生産性向上設備支援事業」のうち【カーボンニュートラル枠】及び【DX枠】に対し提案する場合は、提案可能とします。 ○令和7年度「生産性向上設備支援事業」の【カーボンニュートラル枠】に採択された事業者であって、令和8年度「生産性向上設備支援事業」のうち【DX枠】に対し提案する場合は提案可能とし、令和7年度「生産性向上設備支援事業」の【DX枠】に採択された事業者であって、令和8年度「生産性向上設備支援事業」のうち【カーボンニュートラル枠】に対し提案する場合は、提案可能とします。	通常枠：100万円 カーボンニュートラル枠：125万円 DX枠：125万円	補助対象経費の2/3以内	この補助金は、生産性向上につながる生産等設備の改良及び設備投資に対する支援を行うことにより、市内の中小企業者の経営基盤の強化及び地域経済の活性化を目的とします。  対象事業) 生産等設備の改良および設備投資による生産性向上を目的とした事業（種類） 【通常枠】 本市の区域内に存する事業所に係る生産等設備の省力化・合理化につながる改良又は設備投資に取り組む事業 【カーボンニュートラル 枠】 既存設備から脱炭素設備へ転換することにより、炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供の方法の改善を実現できる事業 ※直接、設備投資に関係のない炭素生産性向上を伴う取組（例：社内全体での節電対策等）は該当しません 【DX（デジタルトランスフォーメーション） 枠】 デジタル技術を活用し、生産及び業務のプロセス等の改善を行い、既存の設備からDX化・デジタル化を図ることにより、生産性向上を実現する事業	津市の区域内に主たる事務所または事業所を有し、かつ1年以上事業を営む中小企業者（みなし大企業は対象外）	交付決定日～2027年3月末	https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1553771014116/index.html	○問合せ先：津市ビジネスサポートセンター 経営支援課 ※申請を希望する場合、事前に お問い合わせください。
NEW	25	各務原市収益力向上・賃上げ環境整備補助金	中部	JP-21:岐阜県	各務原市	2026年04月13日	2027年01月29日	(空白)	※先着での受付となります。予算に達し次第、受付を終了いたします。	○「雇用者給与等支給額」の総額または従業員1人当たりの平均額が、補助事業を開始する日が属する事業年度（個人事業主の場合は暦年）と比較して1.5%以上増加することを、従業員に対して表明すること。 ○市内に有する事業所等に係る事業に限ります。 ○国、地方公共団体等の補助金の交付を受け、または交付の申請をしている事業を除きます。	100万円	1/2	物価高騰の影響を受ける市内の中小企業者などの収益力向上と賃上げ環境整備を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、収益力向上と賃上げ環境を整備する事業者などに対し、補助金を交付します。  対象事業) 従業員の給与等の引き上げ等のために行う補助対象者の収益力向上に資する事業 (1)新商品または新サービスの開発 新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等を行うこと (2)新分野への進出 現在の事業領域とは異なる分野に新たに進出すること (3)DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 機械装置、ソフトウェア、ハードウェア等の購入により、生産性向上および業務効率化を図ること	市内に本店、本社、主たる事務所等を有する中小企業者等	交付決定日～2027年2月26日	https://www.city.akamigahara.lg.jp/s-hisei/shisaku/sangyo/100846/1022027/1026700.html	○問合せ先：各務原市役所 産業活力部 商工振興課
NEW	26	令和8年度山県市中小企業等活性化補助金	中部	JP-21:岐阜県	山県市	2026年05月11日	2026年06月19日	(空白)	(空白)	○国、他の地方公共団体、公益法人などから他の補助金などの交付を受けて実施する事業は対象となりません。	活性化補助金） ・機械設備導入：150万円 ・デジタル化：50万円 ・創業：50万円 省力化補助金） ・省力化：150万円	1/2（※2/3）  ※括弧内の補助率は、対象経費の支払を市内事業者者に80%以上行った事業者か山県市さくらカンパニー認定制度の認定事業者・第2創業：個人または法人がこれまで営んでいた事業の属する業種とは異なる業種への転換や進出する事業に適用されます。	市内事業者が商工会の伴走型支援を受けながら、持続的な経営や事業の発展、市内経済・産業の活性化のために自ら積極的に自社の課題解決のために行う事業を支援します。  対象事業) 以下の事業の内、該当する補助金は、1)（創業は除く）と2)です。 1)活性化補助金 ・機械設備導入：現状と比較して本業の生産性を直接向上させる機械設備を導入する事業 ・デジタル化：設備投資を伴わず、自社のニーズにあったIT導入を行い、デジタル化させる事業 ・創業区新規創業者が行う事業(山県市商工会の創業塾の修了が条件) ・第2創業：個人または法人がこれまで営んでいた事業の属する業種とは異なる業種への転換や進出する事業 2)省力化補助金 ・省力化：先端デジタル技術を活用した設備やシステムの導入により工程の自動化等を実施し、省力化や生産性向上を取り組む事業 3)人材強化補助金	市内に主たる事業所を有する中小企業者等	交付決定日～2026年1月31日	https://www.city.amagata.gifu.jp/site/businesssupport/47660.html	○問合せ先：山県市商工会
NEW	27	令和8年度堺市中小企業デジタル化促進補助金	近畿	JP-27:大阪府	堺市	2026年05月01日	2026年08月31日	(空白)	※本補助金を申請される方は、2026年7月17日(金)17時までに堺市産業振興センターか堺商工会議所の担当窓口へ申込をする必要があります。	○主な申請要件 (1)事前に、堺市産業振興センターの「産業DX支援センター」又は、堺商工会議所の「IT導入・デジタル化支援専門家派遣」の支援を受けている必要があります。 本補助金を申請される方は、2026年7月17日(金)17時までにそれぞれの支援施策の担当部署へ申込する必要があります。 (2)「ナビDX」に掲載しているオンライン講座を受講すること。 (3)「堺DX診断」を受診すること。 ○以下のいずれにもあてはまらないこと。 ・市税の滞納がある。 ・本募集に対して、同一事業者として既に申請している。 ・過去に堺市中小企業デジタル化促進補助金の交付を受けている。 ・本事業への申請内容と同一の事業内容で国又は他の地方公共団体その他の公的機関から補助金等の資金助成を受けている、または受ける予定である。	100万円	1/2以内	人手不足や原油価格高騰をはじめとする、企業を取り巻く環境が急激に変化している中、市内中小企業の生産性向上をめざし、市内中小企業がデジタルツールを活用して、将来にわたり継続的に自社の業務の成長・発展に取り組む費用の一部を補助することで、市内中小企業の経営基盤の強化を図ります。  対象事業) デジタルツール(※1)を活用して、将来にわたり継続的に自社業務の成長・発展を図る補助事業  ※1「デジタルツール」とは、本事業においては、「IoT」、「AI」、「ロボット」、「RPA」、「ソフトウェア」、「クラウドサービス」をいう。	堺市内に事業所を有する中小企業者（みなし大企業は除く）	交付決定日～2027年2月12日まで	https://www.city.akai.lg.jp/sangyo/s-hienyushid/digitalka.html	○問合せ先：堺市産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課

NEW Update	No	名称	地域	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補足	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
NEW	28	令和8年度産学公の森（企業の森・産学の森）推進事業補助金	近畿	JP-26:京都府	(空白)	2026年04月01日	2026年05月25日	(空白)	※17時必着	○対象事業要件 京都府内に本補助事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する拠点を有する中小企業者を代表企業とし、構成企業又は大学等研究機関を含む2者以上からなる産産連携グループ又は産学連携グループであること。 ○公益財団法人京都産業21が実施する「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」とは併願申請できません。 ○国等他の機関が実施する他の制度において併願が認められている場合においては、併願申請は可能ですが、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用について、併用適用できませんので御注意ください。	アークステージコース：120万円 事業化促進コース：2,000万円 本格的事業展開コース：5,000万円	アークステージコース：1/2 事業化促進コース：1/2以内 (15%※) 本格的事業展開コース：1/2以内 (15%※) ※土地造成費、建物建設費、本格的な生産・販売設備は15%以内	地球温暖化、食糧問題など様々な社会課題の解決は、持続可能な社会の構築だけでなく成長産業として経済の活性化にも寄与するものですが、企業単独での解決を図ることは困難であり、オープンイノベーションによる社会課題解決型ビジネスの創出が求められています。本補助金では、企業や大学等研究機関と連携し、社会課題の解決に寄与する新たなビジネス創出を図る産学公による取組を支援します。 対象事業) ①アークステージコース：目指すべきグループ事業像の設定や実現に向けた勉強会・研究会、セミナー、ワークショップ、市場調査等の調査、要素技術の可能性検証、技術研修等 ②事業化促進コース：試作品・サービス等の開発、テスト販売等による本格的な市場調査・販路開拓等 ③本格的事業展開コース：実用化に向けた応用研究・生産技術開発、量産設備投資（生産体制の構築、販売・サービス提供の拠点整備等）、それらと連動した販路開拓等	京都府内に拠点を有する中小企業を代表企業とし構成企業又は大学等研究機関が1者以上参画する、産産・産学連携グループ（構成企業には京都府内に拠点を有する大企業も参画可） ただし、グループを構成する企業のうち、「スタートアップ企業」においては、京都府内に拠点が無い場合であっても、財団理事長が認める場合に限り補助金の交付対象企業とします。 また、代表企業と構成企業が親会社・子会社の関係にある場合は、代表企業もしくは構成企業のどちらか一方のみが補助金	交付決定日～2027年1月29日まで	https://www.ki21.jp/subsidy/kobo-r8-mori/	○問合せ先：公財)京都産業21 企画総務部 事業成長支援担当
NEW	29	令和7年度補正京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業補助金	近畿	JP-26:京都府	(空白)	2026年03月30日	2026年05月14日	(空白)	※17時必着	○対象要件 ・中小企業単独 ・京都府内に本補助事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する拠点を有し、かつ高付加価値化による経営基盤の強化を目指す持続可能性の高い事業に取り組む中小企業者 ・企業グループ 上記の中小企業者を代表企業とし、他に京都府内に拠点を有する構成企業1者以上が参画する企業グループであり、取り組む事業が交付要領に定める成長分野であることを要件とします。なお、代表企業と構成企業は、交付要領に定める共同事業契約を締結し、お互いに協力し合って本事業を実施することとします。 ○財団が令和8年度に実施する「産学公の森（「企業の森・産学の森」）推進事業」とは併願申請できません。 ○国等他の機関が実施する他の制度において併願が認められている場合においては、併願申請は可能ですが、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用について、併用適用できません。	中小企業単独） ・事業創生コース：100万円 ・事業化促進コース：1,000万円 ・本格的事業展開コース：3,000万円 企業グループ）※1グループ当たり ・事業創生コース：200万円 ・事業化促進コース：3,000万円 ・本格的事業展開コース：6,000万円	1/2以内（15%※） ※事業化促進コースおよび本格的事業展開コースの土地造成費、建物建設費、本格的な生産・販売設備	国内人口の減少に伴う人材不足や国内市場の縮小、サプライチェーンのグローバル化に伴う原材料価格の高騰など、複雑化する経営環境に対応する中小企業を応援するため、京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業では、付加価値の高い製品・サービスの創出を通じて経営基盤の強化を図るとともに、急速な技術革新により市場の成長が著しい産業分野（以下、「成長分野※」）へ積極的に挑戦する取組を支援します。 ※成長分野…本事業ではAI・半導体、資源・GX（グリーンイノベーション）、創薬・先端医療、コンテンツの4分野を指し、いずれかの分野に係る取組については企業間連携グループによる取組も支援します。 対象事業) 京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業は、単独の企業に対し、高付加価値化による経営基盤の強化を目指す持続可能性の高い多様な事業化の段階（計画～販路開拓・設備投資）に対応できるよう、以下の3つの支援メニューを設けています。加えて、同事業が交付要領第2条第7号に定める成長分野の場合には、企業グループによる取組も支援します。 取組内容) ①事業創生コース：データ分析や課題調査等、事業計画段階が必要となる取組 ②事業化促進コース：高付加価値化のための試作・研究開発、市場調査、販路開拓等 ③本格的事業展開コース：実用化に向けた応用研究・生産技術開発、量産設備投資、それらと連動した販路開拓等	○京都府内に本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する拠点を有する中小企業者 ○上記の中小企業者を代表企業とし、構成企業が1社以上参画する企業グループ(※) ※申請事業が成長分野に係る取組であることが必須	交付決定日～2027年1月29日まで	https://www.ki21.jp/subsidy/kobo-r8-eg/	○問合せ先：公財)京都産業21 企画総務部 事業成長支援担当
NEW	30	香芝市設備投資促進補助金	近畿	JP-29:奈良県	香芝市	2026年04月01日	(空白)	(空白)	※随時	○対象設備 次の要件をすべて満たすものが対象となります。 (1)直接事業活動の用に供する設備で、地方税法第341条第4号に規定する償却資産のうち、機械及び装置または工具、器具及び備品として償却資産台帳に登録されるもの。 (2)取得価額（消費税及び地方消費税相当額を除く）が1台につき500万円以上のもの。 (3)市内の事業所に設置するもの。 (4)令和8年3月末日までに設備の設置・支払が完了するもの。 ○交付申請前に設置・支払が完了した設備は対象外です。 ○中古品・リース契約は対象外です。	150万円 ※予算の上限に到達次第終了となります。	取得価額の10%以内 ※取得に関し、国、県等の公的補助金等を受けている場合は、その額を取得価額から控除します。	この補助金は、地域産業の活性化を図るため、競争力の強化や技術力の向上に積極的に取り組む市内の中小企業者が、市内の事業所に、新事業活動を行うための設備投資を行う場合に、その費用の一部を補助するものです。 新事業活動とは： 新商品の開発または生産、新たな役務の開発または提供、商品の新たな生産または販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業活動であって、競争力の強化に役立てるものをいいます。	市内で事業活動を1年以上行っています中小企業者	(空白)	https://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/15/6480.html	○問合せ先：香芝市商工観光課
NEW	31	和歌山市所得向上補助金	近畿	JP-30:和歌山県	和歌山市	2026年04月01日	2026年12月28日	(空白)	(空白)	○交付要件 ①補助対象 設備 に購入に要する費用が合計250万円以上であること。 ②労働生産性向上及び事業拡大計画を立てて行うこと。 ③人員の削減を目的としないこと。 ④設備を導入する事業所で勤務する従業員の平均賃金額を、直近事業年度と比して、直近事業年度から起算して3年後の事業年度までに1%以上向上させる方針を従業員に対して表明すること。 ⑤補助対象設備の購入先が本人・配偶者・直系血族が役員となっている法人及び親会社でないこと。 ⑥令和9年2月26日までに実績報告書を提出すること。	500万円	・1%以上の賃上げを表明した場合：補助対象設備の購入費用の5% ・3%以上の賃上げを表明した場合：補助対象設備の購入費用の10%	企業の生産性を高め、従業員の所得向上につなげるため、一定の要件を満たす取組を行う市内の事業者に対し、設備購入費の一部を補助します。 補助対象設備) 事業の用に供する設備のうち、下記の設備取得費用 ①機械及び装置費 ②工具、器具及び備品費	本市に事務所を有する法人または、和歌山市の地域資源を活用し、新分野開拓を行う事業を営む法人	(空白)	https://www.city.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/100189/1049442.html	○問合せ先：和歌山市役所 産業政策課
NEW	32	海南市中小企業設備投資促進事業補助金	近畿	JP-30:和歌山県	海南市	2026年04月01日	2026年12月28日	(空白)	(空白)	○補助対象設備 直接製造業の用に供する機械・装置及び金型 ・中古品またはリース契約に基づくものでないこと ・複数の事業者で共同所有するものでないこと ・市の他の事業や国・県等からの補助金の交付対象となっていないもの ・市が実施する中小企業診断士による事前審査の結果により、生産性の向上と経営基盤の安定化に寄与するものとして認められるもの ○設備導入後の申請は対象になりません。必ず設備を導入する前にご相談ください。	300万円 ※グループ会社はグループ全体で300万円以内	補助対象経費の1/10以内	生産性の向上と経営基盤の安定を図り、地域経済の活性化につなげることを目的に、市内で製造業を営む事業者が、新たな設備（機械及び装置、金型）を取得する際、その経費の一部を補助します。	○資本金の額又は出資の総額が2,000万円以下で製造業を営む事業者 ○市内に本店を有し、市内で3年以上継続して事業を営んでいること	(空白)	https://www.city.kanan.lg.jp/kakubu-sfo/machizukuribu/shokokan/kogakari/shokokan/kogakaritorikumi/3082.html	○問合せ先：海南市役所 まちづくり部 産業振興課
NEW	33	令和8年度岡山市中小企業設備投資支援補助金	中国	JP-33:岡山県	岡山市	2026年04月27日	2026年06月26日	(空白)	※必着	○対象経費の要件 ・専ら補助事業のために使用される機械設備・システムの購入等経費 ・既存設備と比較して、CO2 排出量を20%以上削減できるもの ・設備の更新のみ対象 ○機械設備の購入にあたっては、岡山市内業者を優先すること。 ○前年度に岡山市中小企業支援事業補助金の交付を受けていないこと。 ○同一の機械設備等について、国、岡山県、岡山市、その他の団体の補助金と重複して中小企業設備投資支援補助金の交付を受けないこと。	500万円	1/2	市内中小・小規模事業者の脱炭素化を支援するため、CO2 排出量削減及び生産性向上・競争力強化に資する機械設備等の購入等経費の一部を補助します。 対象事業) ・機械設備投資事業（グリーン特)	市内に本店を有する中小企業者または小規模企業者（みなし大企業は除く）	交付決定日から2027年1月末日まで	https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000036327.html	○問合せ先：岡山市産業観光局 商工部 産業振興課 経営支援係
NEW	34	令和8年度岡山市中小企業設備投資支援補助金	中国	JP-33:岡山県	岡山市	2026年04月27日	2026年06月26日	(空白)	※必着	○対象経費の要件 ・専ら補助事業のために使用される機械設備・システムの購入等経費 ・設備の新設・更新いずれも対象 ○機械設備の購入にあたっては、岡山市内業者を優先すること。 ○前年度に岡山市中小企業支援事業補助金の交付を受けていないこと。 ○同一の機械設備等について、国、岡山県、岡山市、その他の団体の補助金と重複して中小企業設備投資支援補助金の交付を受けないこと。	300万円	1/2	市内中小・小規模事業者が事業成長のために行う生産性向上・競争力強化を図る設備投資を支援するため、機械設備・システム等の購入等経費の一部を補助します。	市内に本店を有する中小企業者または小規模企業者（みなし大企業は除く）	交付決定日から2027年1月末日まで	https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000010819.html	○問合せ先：岡山市産業観光局 商工部 産業振興課 経営支援係
NEW	35	令和8年度岡山市中小企業設備投資支援補助金	中国	JP-33:岡山県	岡山市	2026年04月27日	2026年06月26日	(空白)	※必着	○対象経費の要件 ・専ら補助事業のために使用される機械設備・システムの購入等経費 ・設備の新設・更新いずれも対象 ○機械設備の購入にあたっては、岡山市内業者を優先すること。 ○前年度に岡山市中小企業支援事業補助金の交付を受けていないこと。 ○同一の機械設備等について、国、岡山県、岡山市、その他の団体の補助金と重複して中小企業設備投資支援補助金の交付を受けないこと。	100万円	1/2	市内小規模事業者が事業成長のために行う生産性向上・競争力強化を図る設備投資を支援するため、機械設備・システム等の購入等経費の一部を補助します。	市内に本店を有する小規模企業者（みなし大企業は除く）	交付決定日から2027年1月末日まで	https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000048932.html	○問合せ先：岡山市産業観光局 商工部 産業振興課 経営支援係

NEW Update	No	名称	地域	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補足	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
NEW	36	令和8年度岡山市中小企業設備投資支援補助金	中国	JP-33:岡山県	岡山市	2026年04月27日	2026年06月26日	(空白)	※必着	○対象経費の要件 ・新分野進出を目的とした機械設備（専ら補助事業のために使用される機械・装置）、システム等の購入・構築に要する経費 ・設備の新設・更新いずれも対象 ○機械設備の購入にあつては、岡山市内業者を優先すること。 ○前年度に岡山市中小企業支援事業補助金の交付を受けていないこと。 ○同一の機械設備等について、国、岡山県、岡山市、その他の団体の補助金と重複して中小企業設備投資支援補助金の交付を受けないこと。	500万円	1/2	市内中小・小規模事業者の新分野進出（新商品・サービスの開発や新市場の開拓等）に係る設備投資を支援するため、機械設備・システム等の購入等経費の一部を補助します。  ※新分野進出とは、個々の中小企業者にとって既存の事業と異なる「新たな取組」であれば、既に他社において採用されている取組でも対象となります。  対象事業) ・機械設備等投資	市内に本店を有する中小企業者または小規模企業者（みなし大企業は除く）	交付決定日から2027年1月末日まで	https://www.city-okayama.jp/jigyosha/0000069365.html	○問合せ先：岡山市産業観光局 商工部 産業振興課 経営支援係
NEW	37	中小企業賃上げ環境整備支援事業補助金	中国	JP-35:山口県	(空白)	2026年04月01日	2026年04月30日	(空白)	(空白)	○令和7年4月から令和8年3月のうち、任意の3ヶ月の合計売上高または営業利益が前年または前々年の同期と比較して減少している事業者が対象 ○同一の補助対象経費に対して、この補助金以外に国や県・市町などの補助金等を重複した形で申請を行うことはできません。	小規模事業者枠：100万円 中小企業者枠：500万円	1/2以内	物価高・人手不足や継続的な最低賃金引上げの影響を受けている県内中小企業に対し、生産性向上に資する新たな設備等の導入を支援することを通じて、継続的な賃上げを後押しします。  対象事業) 生産性向上に資する機器設備等の導入により付加価値額等を向上させる計画を策定した取組  対象経費) 生産性向上に資する設備等の導入に要する経費 ※付加価値額向上に資する事業計画に基づいて導入する設備等に限りす。 ※単に省エネ機器を導入する場合は対象となりません。	県内に事業所を有する中小企業者	2026年4月1日～2026年12月31日	https://www.pref-yamaguchi.jp/presentation/341080.html	○問合せ先：中小企業賃上げ環境整備支援事業補助金事務局
NEW	38	令和8年度南国市先端設備等導入支援事業費補助金	四国	JP-39:高知県	南国市	2026年04月01日	2027年03月31日	(空白)	(空白)	○対象経費 補助の対象となる経費は、先端設備等導入計画に基づき導入する設備等の取得費のうち、次に掲げるものです。 <対象となる経費> ・機械及び装置：1台または1基あたりの取得価額が160万円以上のもの ・器具・備品、工具：1台または1基あたりの取得価額が30万円以上のもの ・建物附属設備：1件あたりの取得価額が60万円以上のもの ※家屋と一体で課税されるものは対象外です。 ・ソフトウェア：上記の機械及び装置、器具・備品、工具、建物附属設備を導入するために必要なもので、1式あたりの取得価額が30万円以上のもの ※補助対象となるのは、上記の取得価額の基準を満たすものに限りす。 ※ソフトウェアは、設備の導入に必要なものが対象です。	200万円	2/3	南国市内の中小企業者が、先端設備等導入計画に基づいて行う先端設備等の導入に要する費用の一部を補助することにより、労働生産性の向上、経営基盤の強化および賃上げ環境の整備を促進し、地域産業の活性化につなげることを目的としています。  対象事業) 補助の対象となるのは、次の要件をすべて満たす先端設備等を導入する事業です。 ・賃上げ方針に従業員に表明したことを位置付けた先端設備等導入計画に基づくものであること ・認定経営革新等支援期間の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載されたものであること ・中古設備およびリース設備でないこと	市内に事務所を有する中小企業者	(空白)	https://www.city-nankoku.jp/life/life/_dt.php?hdnKey=9878	○問合せ先：南国市商工観課
NEW	39	福岡県中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金	九州	JP-40:福岡県	(空白)	2026年02月16日	2026年07月15日	(空白)	※各募集期間 第1回：2026年2月16日(月)～2026年3月13日(金) 第2回：2026年3月25日(水)～2026年4月10日(金) 第3回：2026年4月16日(木)～2026年5月8日(金) 第4回：2026年5月15日(金)～2026年6月8日(月) 第5回：2026年6月22日(月)～2026年7月15日(水)	○要件) 1)令和7年7月1日以降に福岡県知事から経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けている者 2)福岡県知事から承認を受けた経営革新計画に記載している新事業活動に取り組む者 3)補助対象期間最終月の12か月前から補助事業終了時まで事業場内最低賃金を時間給換算で30円以上引き上げる者（賃上げ要件） ○賃上げ要件 ・申請時に選択した賃金比較月から補助事業の完了日までに、事業場内最低賃金の30円以上の引上げを行ってください。 ・補助事業の完了日までに、引き上げ後の賃金支払いが完了する必要があります。 ・なお、賃金計算時点での福岡県の最低賃金を満たしていない場合、最低賃金法第4条により補助金の交付の対象外となります。 ○同一の事業（同一の経費）について複数の補助金を申請することは、重複申請となるため認められません。	事業場内最低賃金の引上げ額 ・30円以上60円未満：100万円 ・60円以上：135万円	事業場内最低賃金の引上げ額 ・30円以上60円未満：2/3以内 ・60円以上：3/4以内	持続的に賃上げに取り組むため、福岡県の承認を受けた経営革新計画の実現に向けて取り組む中小企業者に対し、計画に基づく事業の実施に必要な経費の一部について、補助金を交付するものです。  対象事業) (1)福岡県知事から承認を受けた経営革新計画に記載している新事業活動（※）に該当する事業 (2)福岡県内において実施する事業 (3)国、福岡県又はその他の地方公共団体等の補助金交付を受けていない事業  ※新事業活動に該当する事業 ・経営革新計画のテーマ及び内容に沿っている「新事業活動」でなければなりません。 ・「新事業活動」とは、新商品・新サービスの開発や、商品の新たな生産方式の導入、サービスの新たな提供方式の導入など、事業者自らの創意工夫に基づく新たな取組みのことです。 ・経営革新計画の承認を受ける前から実施していた事業（既存事業）は、補助対象となりません。	県内に本店を置く中小企業者等	第1回：交付決定日から2026年8月24日まで 第2回：交付決定日から2026年9月18日まで 第3回：交付決定日から2026年10月13日まで 第4回：交付決定日から2026年11月4日まで 第5回：交付決定日	https://www.joho-fukuoka.or.jp/china_rj/china_rj/index.html	○問合せ先：公財）福岡県中小企業振興センター ○経営革新計画に関する問合せ先：福岡県商工部新事業支援課 新分野推進係
NEW	40	大牟田市省エネ設備導入促進補助金	九州	JP-40:福岡県	大牟田市	2026年05月07日	2026年09月30日	(空白)	※受付先着順 ※予算額に達し次第終了します。	○更新前後の使用用途が同じで、既存の設備と比較してCO2排出量が減少されるものを補助対象とします。	(1)ユーティリティ設備：40万円 (2)産業設備：100万円	1/2以内(※)または1/3以内  ※市内事業者からの導入の場合	エネルギー価格高騰の影響を受ける市内の中小企業等の事業活動の負担軽減を図ることを目的に、既存設備を省エネ効果が高い設備に更新する費用の一部を補助します。  対象設備) (1)ユーティリティ設備：売上や生産量の増減にかかわらず日常的・継続的に稼働する設備 (2)産業設備：製造・加工等の事業活動に直接用いられる設備	市内に事務所等を有する中小企業者	交付決定日から2027年1月31日まで	https://www.city-omuta.jp/kij00321382/index.html	○問合せ先：大牟田市産業振興課
NEW	41	中小企業者生産性向上設備等導入補助金	九州	JP-44:大分県	豊後大野市	2026年04月01日	2026年06月30日	(空白)	(空白)	○次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業なりません。 (1) 既存機械等の故障、不具合又は劣化に伴う機械等の入替えのみを目的とするとき。 (2) 同一事業に対して国、県その他団体が実施する補助金等の交付を受けているとき。 ○補助金の交付は、1年度において同一の補助対象者に対し1回限りとします。	200万円	2/3以内	物価高騰の影響を受ける市内の中小企業者が、労働者1人当たりの付加価値額等の増加を図るため、生産性向上等に資するIoT・ロボット等の設備やソフトウェア、システムの導入に必要な経費の一部を補助します。  対象事業) 市内の事業所等で行われ、事業効果が高いと支援機関が認めた生産性向上等を目的とした次に掲げる事業。 (1)機械、装置等の購入 (2)ソフトウェア、クラウドサービス等の購入や導入 (3)システムの開発や導入 (4)前各号に掲げるもののほか生産性向上等に資すると市長が認める事業	市内に本社を有する中小企業者等	交付決定日から2027年2月28日	https://www.bungo-ohno.jp/article/2026020500038/	○問合せ先：豊後大野市商工観光課 経済振興係
NEW	42	長崎市チャレンジ企業応援事業費補助金	九州	JP-42:長崎県	長崎市	2026年04月09日	2026年09月30日	(空白)	(空白)	○区分 (1)中小企業枠：市内に本社又は主たる事業所を有する者 (2)成長分野枠：(1)のうち、造船、航空機、洋上風力等の本市の成長分野において補助対象事業を実施するもの (3)地域経済牽引枠：市内に本社又は工場を有し、次のいずれかに該当する者 ① 地域未来牽引企業として経済産業省から選定された事業者 (長崎県から地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者を含む。) ② 売上額や従業員数の規模が大きく、地域経済に貢献し成長性が高いと認められる事業計画であり、一定の地元調達拡大が見込める事業者 ○資金単価 基本給と諸手当の合計額を時間単価で算出（諸手当には時間外勤務手当や臨時で支払われる手当、割増賃金、皆勤手当、通勤手当及び家族手当は除く）	賃上げ環境整備事業者) ・中小企業枠：100万円 賃上げ実施事業者) ・中小企業枠：300万円 (200万円) ・成長分野枠：1,000万円 (600万円) ・地域経済牽引枠：5,000万円 (3,000万円)	賃上げ環境整備事業者)：1/3 賃上げ実施事業者)：2/3  ※ 賃上げ実施事業者 事業完了時までに、正社員の2割以上の社員に対し、令和8年1月支給時の賃金単価と比較して30円以上の引上げを行っている事業者 ※括弧内は資金単価増加額が30円以上50円未満の場合	エネルギー価格や原材料費等の物価高騰の影響により、収益面において厳しい経営環境が続く中、従業員雇用維持に向け持続的・構造的な賃上げを目的とした売上拡大や収益改善のための新事業の展開、新製品・新サービスの開発等の新たな取組みを支援します。  対象事業) 市内の事業所等において実施される以下の事業（併用可） ①新事業展開事業 既存の事業と異なる新分野に進出するなど経営の多角化に資する取組み ② 新製品・新サービス開発事業 高付加価値な新製品や新技術、新たなサービスの提供など売上拡大に資する取組み ③ 生産性向上・業務効率化事業 生産性向上・業務効率化など収益拡大に資する取組み	市内の中小事業者	交付決定日～2027年1月31日	https://www.city-agasaki.jp/page/76401.html	○問合せ先：長崎市経済産業部 新産業推進課 誘致ものづくり支援係
NEW	43	令和8年度佐世保市先端設備等導入促進事業補助金	九州	JP-42:長崎県	佐世保市	2026年04月01日	2027年01月29日	(空白)	※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。	○対象事業 本市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づく事業（本補助金申請時点で「先端設備等導入計画」の認定を受けていること。ただし、令和7年4月1日以降の認定に限る。）のうち、以下の要件を満たし、令和9年1月29日までに発注・納入・検収・支払までのすべての手続きが完了するもの。（ただし、リース契約の場合は補助対象事業から除く。） ①先端設備等導入計画の認定申請時に、年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要な設備 ②設備の種類と最低価額 機械装置：160万円以上、工具：30万円以上、器具備品：30万円以上、建物附属設備：60万円以上 ③雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針に従業員に表明したことを先端設備等導入計画に位置付けていること	500万円	1/2以内	この事業は、市内中小企業者の賃上げ環境の整備を図ることを目的として、「先端設備等導入計画」の認定を受けた市内中小企業者が、当該計画に基づく設備投資を行う場合に、設備導入に係る経費の一部を補助するものです。  ※「先端設備等導入計画」は、中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。	○以下の要件を満たす者。 ・本市から「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備を導入する中小企業者 ・市税に滞納がない者 ・市内の事業所において、従業員を1名以上雇用している者 ・みなし大企業でない者	交付決定日～最長2027年1月29日まで	https://www.city-asebo.lg.jp/page/keizai/5055enntan.html	○問合せ先：佐世保市経済部 商工労働課

NEW Update	No	名称	地域	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補足	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
NEW	44	令和8年度ものづくり中核企業生産革新支援事業	九州	JP-46鹿児島県	(空白)	(空白)	(空白)	随時	※各次の締切日 1次締切:2026年4月15日(水) 2次締切:2026年4月30日(木) 3次締切:2026年5月15日(金) 4次締切:2026年5月29日(金) ※予算がなくなり次第募集締切	○次の要件をすべて満たす必要があります。 (1)以下の要件を全て満たす3年程度(補助期間を含む)の事業計画を策定し、実行すること ① 事業計画期間において、付加価値額(※1)又は労働生産性(※2)を年率平均3%以上増加させること。 ※1 付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費 ※2 労働生産性=(売上-原価) / (従業員数×年間の平均労働時間) ② 申請時における従業員数を事業計画期間中維持すること。 (2) 事業成果を公表することに同意すること。	3,000万円	2/3以内	中核企業とは、経済産業省選定の地域未来牽引企業をはじめとする、高い技術力や成長性を有し、地域内取引や雇用の拡大など、地域に相当な経済効果を及ぼす地域経済を牽引する企業です。 本事業では、こうした中核企業又は中核企業を目指す企業の「稼ぐ力」向上に向けた生産性向上等の取組を支援し、その成長を後押しします。  対象経費 (1) デジタル技術の導入等による生産性向上の取組 (2) 新製品・技術の開発や販路開拓等による付加価値向上の取組 (3) 多能工化に向けた人材育成の取組	県内に事業所を有する製造業を営む中小企業者	2026年3月25日 (水)-2027年2月26日(金) ※交付決定前に完了している事業は、補助対象になりません。	https://www.pref.kagoshima.jp/af03/r8chukaku_honboshu.html	○問合せ先：「ものづくり中核企業生産革新支援事業」事務局
NEW	45	令和8年度食品関連製造業生産工程自動化・省力化等支援事業	九州	JP-46鹿児島県	(空白)	(空白)	(空白)	随時	※各次の締切日 1次締切:2026年4月15日(水) 2次締切:2026年4月30日(木) 3次締切:2026年5月15日(金) 4次締切:2026年5月29日(金) ※予算がなくなり次第募集締切	○補助事業の要件 補助事業は、次の要件をすべて満たす必要があります。 (1) 以下の要件をすべて満たす3年程度(補助期間を含む)の事業計画を作成し、実行すること。 ・次に掲げる事項に着目したものとすること。 ① 本事業の取組(機械装置等の導入)のみならず、全体としてどのように生産効率の向上や付加価値の向上に取り組みか。 ② 上記の取組を通じて、県内経済にどのような波及効果を生み出すか。 ・事業計画期間において、付加価値額※1又は労働生産性※2を年率平均3%以上増加させること。 ※1 付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費 ※2 労働生産性=(売上-原価) / (従業員数×年間の平均労働時間) ・申請時における従業員数を事業計画期間中維持すること。 (2) 事業成果を公表することに同意すること。	1,000万円	2/3以内	県内食品関連製造業の生産性を高め、競争力の強化を図るため、生産工程の自動化・省力化等による生産効率の向上や、新たな需要獲得に必要な機械装置の導入等の取組を支援します。  対象経費 (1) 人手で行っている作業の自動化や既存の生産工程の省力化、作業効率化、生産能力の増強等のための機械装置等の導入等に係る経費 (2) 遠隔での製造モニタリングや品質管理・安全管理の見える化等のためのシステム等の導入等に係る経費 (3) 新たな需要が見込める商品への展開のために必要となる機械装置等の導入に係る経費 (4) 生産から配送・納品までの物流プロセスや在庫管理の見える化等に係る経費 (5) 生産工程におけるエネルギー使用量の削減のための機械装置等の導入等に係る経費	県内に事業所を有する食品関連製造業を営む中小企業者	2026年3月25日 (水)-2027年2月26日(金) ※交付決定前に完了している事業は、補助対象になりません。	https://www.pref.kagoshima.jp/af03/r8syokuhin_nkanren_nseizougyoujidouka_syouryoku_kabosyuu_kaisi.html	○問合せ先：「食品関連製造業生産工程自動化・省力化等支援事業」事務局
NEW	46	令和8年度沖縄物流デジタル技術活用推進事業費補助金	沖縄	JP-47沖縄県	(空白)	2026年04月03日	2026年05月01日	(空白)	※事前相談期間 2026年4月3日(金)～2026年4月24日(金)	○申請申込に際し、最低1回の事前相談が必須です。(要予約) ○複数の法人が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表法人とし、当該法人が応募すること。また、代表法人は、物流事業者、小売事業者、卸事業者等のいずれかであること。(運名による応募は認めない。) ○事業の実施場所は沖縄県内であること。 ○物流のデジタル化や機械化により、物流効率化及び迅速化が図られ、労働生産性が向上する内容であること。 ○事業実施3年後の労働生産性を4.5%以上向上させることを目指す取り組みであること。	4,000万円	2/3以内	物流効率化・迅速化を目的としたデジタル化推進のため、中小企業等が行うAIやIoT等のIT技術を活用したデジタル化の取組を行う沖縄県内に事業所を有する中小企業事業者等に対して、導入計画の策定支援や、設備導入等に要する経費の一部を助成することで、労働生産性を向上させることを目指します。	市内に事業所を有する物流業、小売業、卸業等の中小企業事業者等	交付決定日～2027年2月26日まで	https://okinawa-ric.jp/serve/ice/logidigi-subsidy.html	○問合せ先：公財) 沖縄県産業振興公社 産業振興課
UP date	47	中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型)  【製造メーカー向け情報】 審査担当工業会： (一社) 日本工作機械工業会 (2) 対象の「製品カテゴリ」 ・ ロータ付きNC旋盤 ・ 鏡面仕上げ加工機 ・ 電極自動交換装置付き形彫放電加工 ・ 多軸自動旋盤	全国	全国	(空白)	2024年11月05日	(空白)	(空白)	※随時受付  ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。	○製品登録要件 (1)概要事項 ①定義や概要、業務範囲や業務機能等の仕様、外縁が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することが分かること。 ②保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている、利用が想定される中小企業等における対象業種の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程・サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に寄与すること。 ③申請単位について、原則型番ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低限の構成要素のみがパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することでさらなる省力化効果を発揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない製品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。 ④単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない場合は、省力化効果を発揮しうるシステム等として一体として登録すること ⑤汎用製品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑥販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。⑦販売が開始されており、製造・販売された実績を3社以上有していること。 ⑧税法上の機械設備又は器具備品であること。  ※詳細は省力化製品・製造事業者登録申請の手引きや登録要綱などを参照ください。	(空白)	1/2以内	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。  補助対象事業 事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等(以下、「省力化製品」という。)を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より購入する事業	①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。	(空白)	https://shoryokuka.smrj.go.jp/manufacturer/	○問合せ先：カタログ登録サポートセンター
UP date	48	中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型)  【製造メーカー向け情報】 審査担当工業会： (一社) 日本工作機械工業会 対象の「製品カテゴリ」 ・ 木材加工用5軸マシンングセンタ ・ 自動ダボ穴加工機	全国	全国	(空白)	2024年11月05日	(空白)	(空白)	※随時受付  ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。	○製品登録要件 (1)概要事項 ①定義や概要、業務範囲や業務機能等の仕様、外縁が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することが分かること。 ②保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている、利用が想定される中小企業等における対象業種の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程・サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に寄与すること。 ③申請単位について、原則型番ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低限の構成要素のみがパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することでさらなる省力化効果を発揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない製品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。 ④単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない場合は、省力化効果を発揮しうるシステム等として一体として登録すること ⑤汎用製品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑥販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。⑦販売が開始されており、製造・販売された実績を3社以上有していること。 ⑧税法上の機械設備又は器具備品であること。  ※詳細は省力化製品・製造事業者登録申請の手引きや登録要綱などを参照ください。	(空白)	1/2以内	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。  補助対象事業 事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等(以下、「省力化製品」という。)を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より購入する事業	①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。	(空白)	https://shoryokuka.smrj.go.jp/manufacturer/	○問合せ先：カタログ登録サポートセンター